

子ども・子育て運営規程

制定日：平成 30 年 4 月 1 日

（施設の名称等）

第 1 条 社会福祉法人育誠会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 引津保育園

（２）所在地 福岡県糸島市志摩久家 2911-3

（施設の目的）

第 2 条 引津保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する特定教育・保育の内容）

第 4 条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指



針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）施設長（園長） 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）主任保育士 1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

（3）保育士 20人（常勤 11人、非常勤 9人）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（4）保育従事者 3人（常勤 1人、非常勤 2人）

保育従事者は、保育士の職務を助ける。

（5）調理員 3人（常勤 1人、非常勤 2人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（6）看護師 1人（常勤 1人、非常勤 人）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

（7）栄養士 2人（常勤 2人、非常勤 人）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

（8）事務職員・用務員 4人（常勤 1人、非常勤 3人）

事務職員・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

3 当園は、前項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前9時00分から午後5時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。

2 当園においては、市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	25人	25人	25人	75人
3号	10人	15人	20人	—	—	—	45人
合計	10人	15人	20人	25人	25人	25人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、糸島市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ

保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ

め文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 糸島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)



別表 1（特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用）

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
新年度保育教材	保育内容を充実させるため	2,000 円～6,500 円程度

別表 2（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
3 才以上児主食代	食中毒等の予防	1 ケ月 800 円
〃 体操服	園生活を快適に過ごすため	6,500 円～7,000 円程度
〃 スモック	事故防止のため	4,000 円程度
通園バス	バス利用者のみ	1 ケ月 往復 2,600 円

*別表 1、2 について、金額の変動項目は重要事項説明書に記載

【2 号・3 号認定子どもの延長保育に係る利用者負担】

*1 時間・・・300 円



種別		保育所						
名称		引津保育園						
所在地		福岡県糸島市志摩久家 2911-3						
連絡先		(電話番号) 092-328-3440 (FAX番号) 092-328-3441						
施設長氏名		大 蔵 浩 子						
開設年月日		昭和 28 年 4 月 1 日						
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	10人	15人	20人	25人	25人	25人	120人
当園の基本理念・方針		＜保育の基本＞ 子どもの最善の幸福のために、保護者や地域社会と力を合わせて、 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができるようにすること により、健全な心身の発達を図る。 ＜保育方針＞ よく食べ、元気に遊び、日々を大切に生きる。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,700.7 m ²
	園庭	645.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 陸屋根 2 階建 木造瓦葺 2 階建
	延べ	945 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	7 室	
調乳室	3 室	
沐浴室	3 室	
便所	10 室	
調理室	1 室	
事務室・応接室	各 1 室	
一時預かり室	1 室	

(5) 職員体制（平成 30 年 4 月 1 日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1 人	1 人	人	
主任保育士	1 人	1 人	人	勤続年数 21 年
保育士	30 人	14 人	16 人	平均勤続年数 11 年
栄養士・調理員	5 人	2 人	3 人	平均勤続年数 6 年
事務・その他の職員	4 人	1 人	3 人	平均勤続・経験年数 13 年
看護師	1 人	1 人	人	勤続年数 5 年 経験年数 11 年
保育補助	3 人	1 人	2 人	
	人	人	人	
	人	人	人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後 18時00分（11時間）
	保育短時間	午前 9時00分～午後 17時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕： 18時～19時
	保育短時間	朝： 7時～ 9時 夕： 17時～19時
開所時間	月～金曜日	午前 7時 00分～午後 19時 00分
	土曜日	午前 7時 00分～午後 18時 00分
休業日	日曜日・祝日	

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
上乗せ徴収	延長保育料	延長保育利用者	1時間 300円
実費徴収	絵本代	園児が読む絵本代	月額 500円程度
	道具代	園児が使用する道具代	2,000円～7,000円程度
	主食代	3才以上児に提供に係る費用	月額 800円程度
その他	体操服	3才以上児が使用	7,000円程度
	スモック	3才以上児が使用	4,000円程度
	通園バス	バス利用者	月額 2,600円程度

（8）提供する特定教育・保育の内容

別紙 子ども・子育て運営規程参照

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4	入園式・定例健康診断・保育参観・保護者会総会
5	衣替え・歯科検診・園外保育
6	芋苗植え・スイミング体験(3,4,5才児)・時の記念日制作
7	七夕まつり・プール開き・どろんこ遊び
8	ミニキャンプ(年長児)・どろんこ遊び・プール遊び
9	防災センター見学(年長児)・人形劇観劇・保護者会総会
10	運動会・定例健康診断・歯科検診・芋ほり遠足・園外保育
11	引津公民館文化祭出展(年長児)・消防署指導避難訓練
12	発表会・デイサービスセンター志摩園訪問
1	祖父母との交流会・卒園、終了記念写真撮影・保護者会総会
2	節分豆まき・引津小との交流会・お別れ会
3	ひなまつり誕生会・卒園式・園外保育

(1 0) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【 2 号・ 3 号認定子ども (保育認定) 】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	・ 2 号・ 3 号認定子どもに該当しなくなったとき (卒園を含む。) ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての 留意事項	

(1 1) 嘱託医

医療機関の名称	岩隈 医院
医院長名	笹原 駿
所在地	福岡県糸島市志摩御床
電話番号	092-328-2525

(1 2) 嘱託歯科医

医療機関の名称	竹田 歯科
医院長名	竹田 茂樹
所在地	糸島市波多江
電話番号	092-330-8020

(1 3) 緊急時における対応方法

別紙 原子力防災マニュアル及び地震津波・火災警報マニュアル参照

【管轄する消防署】

消防署名	糸島消防署
所在地	糸島市前原 1783-1
電話番号	092-322-4222

【管轄する警察署】

警察署名	糸島警察署
所在地	糸島市前原中央 1-6-1
電話番号	092-323-0110



(1 4) 非常災害対策

防火管理者	園長 大蔵 浩子
消防計画届出年月日	
避難訓練	毎月 1 回以上実施
防災設備	火災報知器・避難誘導灯・避難誘導放送設備
避難場所	園庭・海岸埋立地・園舎屋上(津波の場合)
緊急時の連絡手段	保護者会連絡網

(1 5) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士 日吉 祐子	保育士 塚原 純子
相談・苦情解決責任者	園長 大蔵 浩子	
第三者委員	井上 藤孝	糸島市前原南 2-15-2
		TEL 092-322-1006
	中原 源喜	糸島市志摩久家 2684-13
		TEL 092-328-2813

【要望・苦情等への対応方法】

別紙 苦情解決マニュアル参照

(1 6) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	保育園賠償責任保険
保険金額	対人賠償 1 名 1 事故 10 億円・対物賠償 1 事故 1,000 万円

(1 7) 個人情報の取り扱い

別紙 個人取り扱いマニュアル参照

() その他保護者に説明すべき事項